

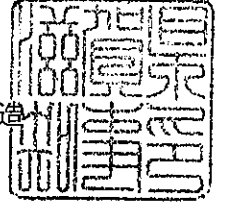


別紙 3

滋 生 多 第 1 1 6 号  
令和 5 年 (2023 年) 6 月 21 日

滋賀県環境審議会  
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大 造



(仮称) 次期生物多様性しが戦略の策定について (諮問)

本県では、生物多様性基本法第13条の規定およびふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (以下「条例」という。) 第8条の規定に基づき、平成27年3月に生物多様性しが戦略を策定しました。

そして、この戦略に基づき、滋賀らしい「自然と人のかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人とが共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会の実現に向けて取組を進めてきたところです。

一方、令和4年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) において、生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されるとともに、これを受けて令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されるなど情勢の変化が生じています。

そのため、これらを踏まえ、標記戦略を策定する必要があることから、条例第8条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。